

保医発0831第3号
平成28年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成28年3月4日保医発0304第9号）の一部を以下のとおり改正し、平成28年9月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表1 I 医科点数表関係の手術の表中、レーザー手術装置（I）を次のように改める。

レーザー手術装置（I）	機械器具（31） 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841 -2	経尿道的レーザー前立腺切除術
-------------	--------------------	--	------------------------	------------	----------------

		アルゴン・クリプトンレーザ ルビーレーザ 銅蒸気レーザ 色素・アレキサンドライトレーザ クリプトンレーザ ダイオードレーザ ヘリウム・カドミウムレーザ KTPレーザ ソリウム・ヤグレーザ			
--	--	---	--	--	--

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

改正後

現行

(別表1)

(別表1)

I 医科点数表関係

I 医科点数表関係

手術		定 義		対応する診療報酬項目	
特定診療報酬算定医療機器の区分		薬事承認上の位置付け			
		類 別	一般的名称	その他の条件	
(略)					
レーザー手術装置 (1)	機械器具 (31) 理学診療用器具	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザ エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー KTPレーザー ソリウム・ヤグレーザ	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術
(略)					

手術		定 義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
特定診療報酬算定医療機器の区分		薬事承認上の位置付け				
		類 別	一般的名称			
(略)						
レーザー手術装置 (1)	機械器具 (31) 理学診療用器具	炭酸ガスレーザー ネオジミウム・ヤグレーザー エキシマレーザー 色素レーザー ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザー 一酸化炭素レーザー エルビウム・ヤグレーザー ホルミウム・ヤグレーザー パルスホルミウム・ヤグレーザー アルゴン・クリプトンレーザー ルビーレーザー 銅蒸気レーザー 色素・アレキサンドライトレーザー クリプトンレーザー ダイオードレーザー ヘリウム・カドミウムレーザー KTPレーザー (新設)	レーザーにより組織の凝固又は切開が可能なもの	K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術	
(略)						